

上場制度整備懇談会
第42回 議事要旨

1. 日時：2015年2月6日（金）午後2時から午後3時まで
2. 場所：東京証券取引所会議室
3. 議題：
 - ・ コーポレートガバナンス・コードを踏まえた対応のとりまとめ
4. 議事要旨

(上場制度への取り込みと適用範囲について)

コーポレートガバナンス・コード（以下、コード）を上場制度にどのように取り込み、どの範囲に適用するかについて議論を行ったところ、以下の意見があった。

- ・ 市場第一部・第二部・マザーズ・JASDAQの上場会社にコードを実施しない場合の理由の説明を求めるとし、この場合において、マザーズ・JASDAQの上場会社については、コードのうち「基本原則」部分を実施しない場合にその理由の説明を求める案に賛成。

(説明・開示の方法について)

コードによって求められる説明・開示を行う時期や媒体について議論を行ったところ、以下の意見があった。

- ・ 説明・開示の時期については、株主総会後に遅滞なくコーポレート・ガバナンスに関する報告書（以下、ガバナンス報告書）を提出することとし、適用初年度は、準備ができ次第速やかに提出（総会の6か月後を最終期限とする）を求める案に賛成。
- ・ プリンシプルベース・アプローチを採用するコードの規範が本年6月から適用されることを踏まえると、最終の提出期限にかかわらず、各社の準備ができ次第、ガバナンス報告書を提出することが考えられる。

(コードに関する総論的な意見)

- ・ コードによって、我が国では初となる「コンプライ・オア・エクスプレイン」の実行となるが、形式的なコンプライや、意味のないエクスプレインに陥らないよう、関係者の努力によって、実態を伴ったものとしていくことが重要。
- ・ 「プリンシプルベース・アプローチ」とは、コードの内容を踏まえて各社が対応を自社で考えて意思表示し、それを受け止める投資家が求める情報に関して相互に対話を経ることを経て、より充実させていくものである。これを徹底するため、企業と投資家の双方が十分にその趣旨を認識するべきである。

(独立役員の実効性に関する情報開示の見直しについて)

独立役員の独立性に関する情報開示の見直しについて議論を行ったところ、以下の意見があった。

- ・ 上場会社が独立役員を指定する場合に、当該独立役員と上場会社との間の特定の関係の有無及びその概要を開示するという整理の方向性に賛成。

(なお、議事要旨については、東証上場部文責による。)

－問合せ先－

株式会社東京証券取引所 上場部企画グループ

TEL：03-3666-0141（大代表）